○東北地方整備局告示第百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

東北地方整備局長　縄田　正

第１　起業者の名称　東北電力株式会社

第２　事業の種類　特別高圧送電線東棚倉線保全事業（福島県東白川郡棚倉町大字花園字広沢地内から同町大字棚倉字清戸作地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　なし

２　使用の部分　福島県東白川郡棚倉町大字花園字広沢及び大字棚倉字清戸作地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県白河市東釜子字中田地内の東釜子変電所から同県東白川郡棚倉町大字花園字鹿子山地内の棚倉変電所までのこう長8.96㎞の区間を全体計画区間とする「特別高圧送電線東棚倉線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である東北電力株式会社は、電気事業法第３条第１項の規定による電気事業の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条の規定による電気の供給義務を負っている。

また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、東北電力株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本件事業は、東北電力株式会社管内に存する福島県東白川郡棚倉町及びその周辺の地域（以下「棚倉地域」という。）への電力供給を担う66kV特別高圧送電線東棚倉線（以下「東棚倉線」という。）を保全する事業である。

仮に東棚倉線が機能しなくなれば、東棚倉線を介した棚倉地域への電力供給が行えなくなり、既設の南湖変電所（福島県白河市合戦坂及び同市合戦坂道下地内）から66kV特別高圧送電線棚倉線を介して供給する方法に切り替えたとしても、棚倉地域への電力供給に支障をきたすこととなる。

本件事業の施行により、棚倉地域における電力の供給支障を未然に防止できるとともに、棚倉地域の電力需要に対する安定した電力供給が継続して行われ、地域住民の生活及び産業・経済活動の発展に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、東棚倉線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設のための工事等は行われない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、既設の東棚倉線を保全するための事業であり、既設のルートを使用し、新たな電気工作物の建設を必要としない本件事業の事業計画は、土地利用上の新たな制約が生じないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東棚倉線は、棚倉地域への安定した電力供給を継続して行うために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があると認めら

れる。
以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。
また、起業地は、送電線下用地であり、一定の土地利用は可能であることを踏まえ、これを使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県東白川郡棚倉町役場